

鳥取県流動資産担保融資制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県内の中小企業者等が有する売掛債権及び棚卸資産（以下「流動資産」という。）を有効活用し、経営に必要な資金の確保を図り、もって中小企業の振興に寄与することを目的とし、鳥取県企業自立サポート事業基本要綱（平成18年4月5日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱に掲げる用語の定義は、基本要綱第2条に定めるものとする。

(融資対象者)

第3条 この融資の対象となる者は、鳥取県内に事業所を有する中小企業者等で、事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を有する者とする。ただし、棚卸資産を担保とする場合は、法人に限る。

(融資条件)

第4条 この資金の融資条件は、次のとおりとする。

資金の用途	運転資金及び設備資金
融資限度額	1億円
融資期間	1年（ただし、個別保証の場合は1年以内とする。） ※1年毎の更新可能。ただし、当初から最大3年。
融資利率	年1.58パーセント（変動金利）
信用保証	保証協会の保証を必要とする。（ただし、保証割合は80パーセントとする。）
保証料率	年0.68パーセント
担保	申込人の有する流動資産。（ただし、個別保証の場合は、売掛債権のみとする。）
保証人	徴求しない。
償還方法	(1) 根保証の場合 約定弁済又は随時弁済とする。 (2) 個別保証の場合 返済引当とした売掛債権の支払期日に一括弁済とする。

(融資の申込み)

第5条 この資金の融資を受けようとする者は、流動資産担保融資申込書（別記様式。以下「申込書」という。）に関係書類を添えて、金融機関を通じて保証協会に提出するものとする。

(融資の内定と実行)

第6条 保証協会は、申込書を受け付けたときは、金融機関と保証及び融資に関する協議を行い、適当と認めたものについて、金融機関に内定の通知をするものとする。

2 内定の通知を受けた金融機関は、内容を審査の上、この資金の融資を実行するものとする。

(資金措置)

第7条 この資金を運用するため、基本要綱第4条の規定に基づき、金融機関に対して次のとおり利子補助を行うものとする。

- (1) 補助金交付額 この資金の融資残高に対し、商工労働部長が別に定める補助率及び期間を乗じて得た額
- (2) 補助対象期間 前条第2項の規定に基づき金融機関から実行された融資の期間を限度とする。

(融資実行の報告)

第8条 基本要綱第8条に定める報告先は、県とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は商工労働部長が別に定める。

附 則
この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、平成 20 年度の貸付けから適用する。

附 則
この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この改正は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。附 則
この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。